

3. 闘犬等取締条例

(1) 北海道闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例(昭和 24 年 6 月 5 日)

第1条 犬(土佐犬を除く。)鶏、牛、その他の動物を、互にたたかわせてはならない。

第2条 前条のたたかいを見せる目的で、公衆を集めてはならない。

第3条 前2条の行為を教唆し、又はほう助してはならない。

第4条 土佐犬をたたかわせようとする者は、北海道公安委員会(以下「公安委員会という。))の定める手続により、公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項のたたかいをさせる場合においては、公安委員会の定める闘技の方法によらなければならない。

第5条 公安委員会は、北海道公安委員会規則で、この条例の規定により公安委員会の権限に属する事務の一部を方面公安委員会に行わせるものとすることができる。

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第1条から第3条までの規定に違反した者。

二 第4条第1項の許可を受けないで、又は同条第2項の闘技の方法によらないで土佐犬を闘わせた者。

(2) 東京都闘犬、闘鶏、闘牛等取締条例(昭和 23 年 7 月 20 日)

第1条 犬、鶏、牛その他の動物を互いに闘わせてはならない。

第2条 前条の闘いを見せる目的で公衆を集めてはならない。

第3条 前2条の行為を教唆し又はほう助してはならない。

第4条 前3条の行為をしたものは、50,000 円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(3)神奈川県闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例(昭和31年10月1日)

第1条 この条例は、粗暴又は残虐な風潮を助長するおそれのある闘犬、闘鶏、闘牛等を防止することにより、公共の危害を防止し、風俗をじゅん化し、動物の愛護を図ることを目的とする。

第2条 犬、鶏、牛その他の動物を互いにたたかわせてはならない。

第3条 前条のたたかいを見せる目的で公衆を集めてはならない。

第4条 前2条の行為を教唆し又はほう助してはならない。

第5条 前3条の規定に違反したものは、拘留又は科料に処する。

(4)石川県闘犬、闘鶏、闘牛等取締条例(昭和50年7月8日)

第1条 この条例は、闘犬、闘鶏、闘牛等を禁止することにより、善良の風俗を保持することを目的とする。

第2条 犬、鶏、牛その他の動物を互いに闘わせてはならない。

第3条 前条の闘いを見せる目的で、公衆を集めてはならない。

第4条 前条の行為を教唆し、又はほう助してはならない。

第5条 前2条の行為をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(5)福井県闘犬、闘鶏、闘牛等取締条例(昭和33年10月13日)

福井県条例第四十九号

第一条 この条例は、闘犬、闘鶏、闘牛等を禁止することにより、善良な風俗を保持することを目的とする。

第二条 犬、鶏、牛その他の動物を互にたたかわせてはならない。

第三条 前条の闘技を見せる目的で、公衆を集めてはならない。

第四条 前条の行為を教唆し、またはほう助してはならない。

第五条 前二条の行為をした者は、十万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する。

(平四条例二・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

附 則(平成四年条例第二号)

この条例は、平成四年五月七日から施行する。